

府内で初めて、一般法人等への農地貸借を承認！ ～障害者の働く場として“遊休農地”が再生されます～

平成 22 年 (2010年) 5 月 24 日

箕面市農業委員会は、農地法等改正による農業参入規制緩和を受けて、府内で初めて、一般法人等への農地の貸借を承認しました。

農地の貸借が承認された障害者市民事業所“ぐりーん&ぐりーん”では、障害者が、ハーブ栽培などに取り組み、商品化させて販売につなげており、今回の承認は、遊休農地の解消はもとより貴重な農地の保全が図れるとともに、地域での新たな障害者の働く場の創出につながることを期待されます。

1. 一般法人等の農地貸借規制緩和を活用した遊休農地の再生の取り組み

箕面市農業委員会では、この 4 月から農業経営基盤強化促進法等の改正による農地の利用権設定による貸借規制が緩和されたことを受けて、去る 5 月 14 日の農業委員会総会において、府内で初めて、一般法人等への農地の貸借を承認しました。

これまでは、農地の貸借は、農業者や農業生産法人に限定されていましたが、箕面市農業委員会では、農地の利活用を促進し遊休農地の解消と再生につなげるため、法改正を踏まえた一般法人等の参入の判断基準を定めました。

2. 障害者市民事業所“ぐりーん&ぐりーん”による遊休農地の活用

農地を貸借する「障害者市民事業所“ぐりーん&ぐりーん”（箕面市箕面 4 丁目 8 番 30 号 代表 中山正道氏）」は、平成 11 年 4 月に開所した障害者の働く事業所です。福祉制度上の作業所とは異なり、箕面市独自の制度である「社会的雇用」の場として一般企業での就労が困難とされるメンバーが仕事をしています。

事業所では、14 名の障害者が花苗の販売などに従事しており、これまでハーブ製品は家庭菜園的に栽培したものを使っていました。

今後は、地元の農地を活用してハーブなどの栽培に取り組み、良質なハーブを自らの手でつくり、それを商品化（ハーブ入り枕など）させ、店舗での販売を展開していきます。



農地での作業風景



ハーブ入りまくら（写真手前）の販売

なお、農地の土や緑は人々の心を和ませ、安らぎや快感、活力、生気を与え、人と人をつなぐ、交流の場を創り出します。“ぐりーん&ぐりーん”では、将来、こころの病へのケア、リハビリテーションを必要とする人々への支援として「園芸療法」への活用も検討されています。

問い合わせ先
みどりまちづくり部
農とみどり政策課
TEL 072-724-6728（直通）